

○東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故に伴う被災特別奨学生に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、学校法人二松学舎奨学金規程第14条、及び学校法人二松学舎奨学基金運用細則第11条第2項に基づき、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）並びに福島第一原子力発電所事故による被災学生に対する奨学金の給付について定める。

(対象者)

第2条 本内規に基づく被災特別奨学生の対象者は、本学に入学した学生の内、罹災時の主たる家計支持者が次の何れかに該当する者で、かつ現在の主たる家計支持者が給与所得者である場合は841万円以下、給与所得者以外の場合は355万円以下の収入金額である者とする。

- (1) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）により罹災時の主たる家計支持者が死亡又は行方不明となった者
- (2) 同震災の災害救助法適用地域に在住の者（被災後転居した者を含む）で、家屋の罹災証明書等の発行を受け所得証明書を提出できる者
- (3) 居住地が福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された者（事故発生後転居した者を含む）で所得証明書を提出できる者

2 現在の主たる家計支持者の収入が、前項で規定する収入基準を超える収入金額であっても、被災状況等を鑑み重篤な事態であると判断される場合は、対象者としてすることができる。

(給付期間)

第3条 奨学金の給付期間は、2年次以降卒業までに要する最短年限を限度とする。

(給付額)

第4条 奨学金の給付額（年額）は次の通りとする。

罹災時の主たる家計支持者が死亡又は行方不明の者、並びに家屋が全壊、または福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された者＝100,000円

2 その他重篤な事態にある者については、前項の基準に準じて個別に判断する。

(申請手続き)

第5条 本内規に基づく奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付願書に罹災証明書、所得証明書等必要書類を添え、学生支援課に申請しなければならない。

(奨学生の選考)

第6条 奨学金給付の可否、給付額等を判定するため審査会議を設置する。審査会議の構成員は学長が指名する。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の決定は、審査会議の議を経て学長が推薦し、理事長が行う。

(事務担当)

第8条 本内規に関わる事務は、学生支援課が所管する。

附 則

この内規は、平成24年1月12日から施行する。

附 則（平成24年9月6日）

この内規は、平成24年9月6日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月21日）

この内規は、平成25年8月21日から施行する。

附 則（平成26年11月17日）

この内規は、平成26年11月17日から施行する。

附 則（平成27年7月29日）

この内規は、平成27年4月1日から適用する。